個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、 個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければな らない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても この事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に 利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的 を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得 しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な 管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的の ために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による 指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

- 第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若 しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本協定終了後直ちに甲へ返還しなけれ ばならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本協定終了後直ちに 消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、 その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理 状況について、随時調査できるものとする。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況 について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。